

文教委員会資料

1 令和5年第1回定例会追加議案の説明

- (1) 議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第73号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第74号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和5年3月16日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第 1 条）新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="176 268 1115 347">○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p data-bbox="120 403 297 435"><u>第12条 削除</u></p>	<p data-bbox="1176 268 2107 347">○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p data-bbox="1164 360 1559 392"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p data-bbox="1120 403 2107 568"><u>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第2条）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき は、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置 する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入 所している者の保護に直接従事させる職員については、適用しない。ただ し、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、 この限りでない。 (業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、 第13条第3項及び第21条の2において「障害児入所施設等」という。）を 除く。以下この条、第13条第2項及び第21条第1項において同じ。）の設 置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提 供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該 業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければなら ない。</u></p> <p><u>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき は、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置 する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。<u>ただし、入 所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護 に直接従事させる職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>第12条の2 <u>障害児入所施設等</u>の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下<u>この条において</u>「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u> 第12条の2 <u>障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第21条の2において「障害児入所施設等」という。）</u>の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下_____「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等)</p>	<p>2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等)</p>
<p>第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設<u>設</u>の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>2 児童福祉施設<u>(障害児入所施設等を除く。第21条第1項において同じ。)</u>の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>	<p>(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p>	
<p><u>第21条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第21条の4 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に</p>	<p>（新設）</p> <p>（職員）</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に</p>

改正後	改正前
<p>限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 第1項に規定する職員 (2) 言語聴覚士</p>	<p>(1) 第1項に規定する職員 (2) 言語聴覚士</p>
<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>	<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p>	<p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p>
<p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p>	<p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p>
<p><u>10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第84条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第84条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な職員</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>	<p>(職員)</p> <p>第84条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な職員</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
<p><u>2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する乳児院（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の寝室の面積は、第27条第2号の規定にかかわらず、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の母子室の面積は、第37条第3号の規定にかかわらず、おおむね1人につき3.3平方メートル以上とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する児童養護施設（平成23年6月17日以後に</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する乳児院（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の寝室の面積は、第27条第2号の規定にかかわらず、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の母子室の面積は、第37条第3号の規定にかかわらず、おおむね1人につき3.3平方メートル以上とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する児童養護施設（平成23年6月17日以後に</p>

改正後	改正前
<p>増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)の児童の居室の1室の定員及びその面積は、第57条第2号の規定にかかわらず、15人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。</p>	<p>増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)の児童の居室の1室の定員及びその面積は、第57条第2号の規定にかかわらず、15人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。</p>
<p>5 この条例の施行の際現に存する保育所で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前までに設置された乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるもの(施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。)の乳児室又はほふく室の面積について第45条第1項第2号の規定を適用する場合には、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 この条例の施行の際現に存する保育所で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前までに設置された乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるもの(施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。)の乳児室又はほふく室の面積について第45条第1項第2号の規定を適用する場合には、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。</p>
<p>6 <u>第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p>	<p>6 <u>4人以上の乳児を入所させる保育所に係る</u>第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p>
<p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p>	<p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p>
<p>8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)</p>	<p>8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)</p>

改正後	改正前
<p>を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第1条）新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>（児童福祉施設基準条例の準用）</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、<u>第11条</u>、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>（児童福祉施設基準条例の準用）</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から<u>第12条まで</u>、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児	第11条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
(項を削る)			<u>第12条</u>	<u>児童福祉施設の長</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）</u>
				<u>入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒すると</u>	<u>法第47条</u>

改正後			改正前		
				<u>き又は同条</u>	
				<u>その児童</u>	<u>園児</u>
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条		第9条	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第50条	保育所の長	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長</u>	第50条	保育所の長	<u>園長</u>
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第2条）新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (児童福祉施設基準条例の準用)			○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (児童福祉施設基準条例の準用)		
第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、 <u>第11条</u> 、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児	第11条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
<u>第12条第1項</u>	<u>利用者に対する支援の提供</u> <u>及び</u>	<u>園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）</u> <u>並びに</u>	<u>(新設)</u>		
第14条第1項	入所している者 第9条	保育を必要とする子どもに該当する園児 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基	第14条第1項	入所している者 第9条	保育を必要とする子どもに該当する園児 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基

改正後			改正前		
		準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条			準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第20条第1項	援助	教育及び保 育 <u>並</u> びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育 <u>(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)</u> 並びに子育ての支援
	入所している者	園児		入所している者	園児
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合で

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>あつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であつて」と読み替えるものとする。</u> (幼稚園設置基準の準用)</p> <p>第15条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p> <p>8～10（略）</p> <p><u>11 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p><u>13 附則第9項から第11項までの規定により第6条第3項の表備考第1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p>(幼稚園設置基準の準用)</p> <p>第15条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p> <p>8～10（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>11 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程(第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。)に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上</p>	<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程(第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。)に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に</p>	<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。</p> <p>（表略）</p> <p>イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。</p> <p>ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、（ア）の基準に適合するときは（イ）の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、（イ）の基準に適合するときは（ア）の基準に適合することを要しない。</p> <p>（ア） 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>（イ） 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ア）により算定</p>	<p>掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。</p> <p>（表略）</p> <p>イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。</p> <p>ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、（ア）の基準に適合するときは（イ）の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であつて、かつ、（イ）の基準に適合するときは（ア）の基準に適合することを要しない。</p> <p>（ア） 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>（イ） 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ア）により算定</p>

改正後	改正前
<p>した面積を加えた面積以上であること。</p> <p>(表略)</p> <p>エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。</p> <p>(ア) 子どもが安全に利用することができること。</p> <p>(イ) 利用時間を日常的に確保できること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(エ) ウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。</p> <p>(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。</p> <p>a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。</p> <p>c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができること、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保する</p>	<p>した面積を加えた面積以上であること。</p> <p>(表略)</p> <p>エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。</p> <p>(ア) 子どもが安全に利用することができること。</p> <p>(イ) 利用時間を日常的に確保できること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(エ) ウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。</p> <p>(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。</p> <p>a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。</p> <p>c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができること、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保する</p>

改正後	改正前
<p>ことができることと認められること。</p> <p>d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。</p> <p>イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。</p> <p>ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。</p> <p>エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。</p>	<p>ことができることと認められること。</p> <p>d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。</p> <p>e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。</p> <p>イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。</p> <p>ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。</p> <p>エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。</p>

改正後	改正前
<p>カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。</p> <p>(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。</p> <p>イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。</p> <p>イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。</p> <p>キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。</p> <p>(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。</p> <p>イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。</p> <p>イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。</p> <p>a 日曜日</p> <p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p>	<p>(ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。</p> <p>a 日曜日</p> <p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p>

改正後	改正前
<p><u>ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができる」と認められること。</u></p> <p><u>コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができる」と認められること。</u></p> <p><u>サ</u> その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 平成25年4月1日前から存する保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を受ける場合における当該保育所型認定こども園の建物（同日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）に対する第3条第6号カの規定の適用については、当分の間、同号カ中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。 (認定こども園の職員資格に関する特例)</p> <p>3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ケ</u> その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 平成25年4月1日前から存する保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を受ける場合における当該保育所型認定こども園の建物（同日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）に対する第3条第6号カの規定の適用については、当分の間、同号カ中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。 (認定こども園の職員資格に関する特例)</p> <p>3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、</p>

改正後	改正前
<p>市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。</p>	<p>市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者とするすることができる。</p>
<p>4 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p>	<p>4 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p>
<p>5 第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>5 第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p>6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p><u>7 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務す</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後			改正前		
<p><u>る保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の子どもを入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>					
<p>8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者	附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭	小学校教諭等免許状所持者	附則第5項	第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭	小学校教諭等免許状所持者

改正後			改正前		
	免許状を有し、 又は保育士登 録を受けてい る者			免許状を有し、 又は保育士登 録を受けてい る者	
附則第6項	第3条第5号 アの規定によ り置かなけれ ばならない保 育士登録を受 けている者、同 号イ本文の規 定により置か なければなら ない幼稚園教 諭免許状を有 し、又は保育士 登録を受けて いる者及び同 号イただし書 の規定により 原則として置 かなければな らない保育士 登録を受けて いる者	市長が幼稚園 教諭免許状を 有する者又は 保育士登録を 受けている者 と同等の知識 及び経験を有 すると認める 者	附則第6項	第3条第5号 アの規定によ り置かなけれ ばならない保 育士登録を受 けている者、同 号イ本文の規 定により置か なければなら ない幼稚園教 諭免許状を有 し、又は保育士 登録を受けて いる者及び同 号イただし書 の規定により 原則として置 かなければな らない保育士 登録を受けて いる者	市長が幼稚園 教諭免許状を 有する者又は 保育士登録を 受けている者 と同等の知識 及び経験を有 すると認める 者
<u>附則第7項</u>	<u>第3条第5号 アの規定によ り置かなけれ ばならない保</u>	<u>看護師等</u>		<u>(新設)</u>	

改正後		改正前
	<u>育士登録を受けている者</u>	